

事務連絡
平成23年11月10日

各地方厚生局指導養成課
四国厚生支局健康福祉課 } 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

介護福祉士実務者研修にかかる指定事務の取扱いについて

実務者養成施設等（学校を含む。以下「実務者養成施設等」という。）にかかる設置計画書及び指定申請書等の取扱いについては、既に下記①②の通知の該当箇所にて、それぞれ規定しているところですが、平成24年10月以前に開講する場合の取扱い等については、下記のとおりとしますので、管内養成施設等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

平成24年10月以前に開講予定の場合については、設置計画書の提出は不要であること。また、平成24年8月以前に開講する実務者養成施設等については、平成24年1月に指定申請を行うことができること。

なお、申請書の文部科学省への送付について遅滞なく行うこと。

実務者研修の指定に当たっての実地調査は、図面による審査に代えて差し支えないこと（養成施設施行通知及び学校施行通知2（5）参照）。

【通知】

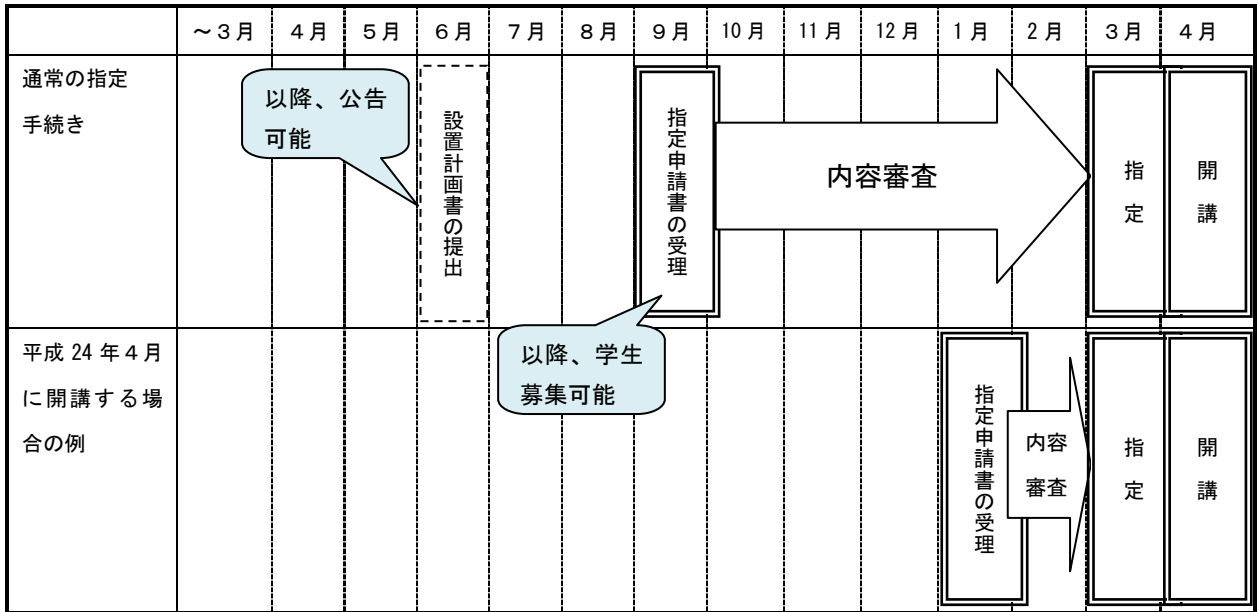
① 実務者養成施設について

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日社援発1028第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」のⅡの3、4

②実務者学校について

「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日23文科高第721号 社援発1028第2号 文部科学省高等教育局長・厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」のⅡの3、4

【介護福祉士実務者研修（養成施設等）の場合（4月開講のケース）】



【介護福祉士実務者研修（学校）の場合（4月開校のケース）】

